

第422回小野市議会定例会提出議案の概要について

議案第40号	小野市税条例の一部を改正する条例の制定について
<p>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う地方税法の改正に伴い改正しようとするもの。[施行日：公布の日（令和2年4月30日適用）]</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・収入が大幅に減少（前年同期比△20%以上）した場合において、1年間徴収猶予できる特例（地方税法で規定）に係る手続等に関する規定を設けるもの。・生産性向上特別措置法に基づき、中小企業等が労働生産性を向上するための設備投資に加え新たに事業用家屋や構築物を取得した場合にも当該設備等に係る課税標準（償却資産）をゼロにするもの。・軽自動車税環境性能割（旧取得税）の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6ヶ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするもの。・イベント等中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した金額を寄付金控除の対象とするもの。 <p>※今回の措置による減収額（固定・軽自）は、全額国費で補てん予定。</p>	

議案第41号	小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正により、指定自立支援医療等に係る負担上限月額所得要件（合計所得金額）の判定において、公的年金等の所得金額が算入されないこととなったことを受け、兵庫県の福祉医療費助成事業における低所得者の負担軽減に係る所得要件が改正されたことに伴うもの。[施行日：令和2年7月1日施行]</p>	

議案第 4 2 号	小野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
<p>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対し保険料の減免措置を行うことについて、納期限の前までに申請手続きを行う必要があるところ、令和 2 年 2 月 1 日以降の納期限が到来したものについても遡って適用が可能とするもの。[施行日：公布の日（令和 2 年 2 月 1 日適用）]</p> <p>【減免の基準及び割合】（別途規則で規定）</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った場合 全額</p> <p>○主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年の事業収入等の額の 1 0 分の 3 以上であること及び減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 4 0 0 万円以下である場合 下記計算額</p> <p>※『対象額の計算』にて算出した金額に『減免割合』を乗じた金額</p> <p>『対象額の計算』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間の保険料額×世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等の前年の所得額／世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 <p>『減免割合』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得金額が 2 0 0 万円以下の場合：全額 ・前年の所得金額が 2 0 0 万円を超える場合：1 0 分の 8 	

議案第 4 3 号	小野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について																			
<p>非常勤消防団員等に係る損害補償等の基準を定める政令が改正されたことに伴い、損害補償に係る補償基礎額を改定しようとするもの。</p> <p style="text-align: right;">[施行日：公布の日（令和 2 年 4 月 1 日適用）]</p> <p>補償基礎額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>1 0 年未満</th> <th>2 0 年未満</th> <th>2 0 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長・副分団長</td> <td>12,440 (12,400)</td> <td>13,320 (13,300)</td> <td>14,200 (14,200)</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,670 (10,600)</td> <td>11,550 (11,500)</td> <td>12,440 (12,400)</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>8,900 (8,800)</td> <td>9,790 (9,700)</td> <td>10,670 (10,600)</td> </tr> </tbody> </table>		階級	勤務年数			1 0 年未満	2 0 年未満	2 0 年以上	団長・副分団長	12,440 (12,400)	13,320 (13,300)	14,200 (14,200)	分団長及び副分団長	10,670 (10,600)	11,550 (11,500)	12,440 (12,400)	部長、班長及び団員	8,900 (8,800)	9,790 (9,700)	10,670 (10,600)
階級	勤務年数																			
	1 0 年未満	2 0 年未満	2 0 年以上																	
団長・副分団長	12,440 (12,400)	13,320 (13,300)	14,200 (14,200)																	
分団長及び副分団長	10,670 (10,600)	11,550 (11,500)	12,440 (12,400)																	
部長、班長及び団員	8,900 (8,800)	9,790 (9,700)	10,670 (10,600)																	

議案第44号

小野市監査委員の選任について

藤原京子委員の任期が、令和2年9月7日で満了することに伴い同氏を再任しようとするもの。

住 所 小野市浄谷町

氏 名 藤 原 京 子